

件名: vol.013 配偶者控除、配偶者特別控除

■ □
■
林真一税理士事務所 メールマガジン 2017年1月5日配信
■ □ vol.013

みなさま 新年あけましておめでとうございます。

本年も昨年に引き続き、有益な情報をお届けしたいと思いますので、ご期待くださいませ・・・。

今年の元旦はとても穏やかで、近くの神社に初詣に出かけましたが、息を吐いても白くならず、暖かいお正月でした。また、初日の出がとてもきれいに見ることができました。

平成29年に入り、経済に目を向けてみると、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けての建設ラッシュ等で、あと3年は好景気が続くとの試算が出ています。

そして、安倍政権での法人税減税の効果が続き、給料が増加がすると言われていきます。ただ我々中小企業者にとっては、その実感はあまり感じられないのが実情ではないでしょうか？

また、海外に目を向ければ、アメリカ大統領がトランプ氏になり、今後、日本との関係がどうなるかが不透明です。。。株価はトランプ効果で上昇し、日経平均が2万円近くに上がりました。公共工事が増加する思惑を含んでのことでしょうが、いつまで続くでしょうかね・・・？

それでは、今月のお役立ち情報です・・・
今月は税務に関してのお役立ち情報をお届けしたいと思います。

一般の方でも理解しやすいように、なるべく専門用語は使わないように心掛けていきたいと思ひます。

税務でお困りのときは、お気軽にお問い合わせくださいませ・・・

切手・はがき・収入印紙等の販売いたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

パソコン訪問指導をいたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

本日のお題： 配偶者控除、配偶者特別控除

さて、今月は、平成29年最初のメルマガということで、
平成29年度税制改正大綱の内容をお話ししたいと思います。
(平成28年12月22日閣議決定)

↓↓↓

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/20161222taikou.pdf

いろんな分野の改正が載っていますが、一つだけに絞って
簡単にわかりやすくお話ししたいと思います。

内容は、配偶者控除、配偶者特別控除 です。

前提として、「サラリーマンの奥さんのパート収入」に限定してお話しします。
つまり、夫の年末調整でいくら控除できるかという話です。

★現状の考え方

- ・奥さんのパート収入が103万以下 → 配偶者控除 38万 ○
- ・奥さんのパート収入が103万超141万未満 → 配偶者控除 ×
配偶者特別控除 ○
(5万～38万を段階的に控除)
- ・夫の所得が1000万超 → 配偶者特別控除 ×

簡単に言うと・・・、
夫の所得が1000万以下であれば、奥さんのパート収入が103万までは、38万、
141万未満までは、最低でも5万は夫の年末調整で控除できます。

★平成30年から
(変更事項)

- ① 夫の所得が1000万超は、配偶者控除、配偶者特別控除とも ×
- ② 夫の所得と妻の所得の両方を見て、配偶者控除、配偶者特別控除の金額を決定

- ・夫の所得900万以下
奥さんのパート収入が103万以下 → 配偶者控除 38万 ○
- ・夫の所得900万超～950万以下
奥さんのパート収入が103万以下 → 配偶者控除 26万 ○
- ・夫の所得950万超～1000万以下
奥さんのパート収入が103万以下 → 配偶者控除 13万 ○

- ・夫の所得900万以下
奥さんのパート収入が103万超～201.6万未満 → 配偶者控除 ×
配偶者特別控除 ○
(3万～38万を段階的に控除)

除)

- ・ 夫の所得900万超～950万以下
奥さんのパート収入が103万超～201.6万未満 → 配偶者控除 ×
配偶者特別控除 ○
(2万～26万を段階的に控

除)

- ・ 夫の所得950万超～1000万以下
奥さんのパート収入が103万超～201.6万未満 → 配偶者控除 ×
配偶者特別控除 ○
(1万～13万を段階的に控

除)

簡単に言うと、妻のパート収入が201.6万未満までは、いくらかの控除がある。
150万以下は、38万控除してもらえる

103万から150万へ38万控除のバーが上がったことが、最大の改正です。

国は、女性、主婦の労働力を期待しているのでしょうか？

↓↓↓
ここで注意していただきたいのですが、
今回のお話と、奥さんの社会保険加入、奥さんが夫の社会保険から外れる、
いう話とは、まったく別物です・・・！

私は、財源の確保を目的にしていると思うのですが、、、

一例として、奥さんのパート労働時間を増やしても、
手取りが減少する可能性もあります。
注意して働いてくださいね・・・

社会保険との関係については、次回以降で説明したいと思います。
お楽しみに・・・

■ご友人、知人にもこのメルマガをご紹介頂ければ、幸いです・・・
ご希望の方はお手数ですが、「メールマガジン希望」とご入力いただき、
ご紹介者のお名前とメールアドレス
をこちらにお送りください。

↓↓↓
mikiko-rin@zm.commufo.jp

■メールマガジンの配信変更・停止はこちらから・・・
ご不要の方はお手数ですが、「メールマガジン不要」と入力いただき、
こちらにお送りください。

↓↓↓
mikiko-rin@zm.commufo.jp

林 真一 税理士事務所
パソコン会計スクール
岐阜県岐阜市五坪2丁目2番2-1004号

TEL : 058-248-2992
E-mail : s_h@xb4.so-net.ne.jp
